

## 大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準における医療機関リストの更新手続きについて

大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準において、「医療機関リスト（第2号）」については、「医療機関分類基準（第1号）」に基づいて、大阪府統一のフォーマットにより、各地域保健医療協議会において作成することとなっている。

また、作成した医療機関リストは、毎年、記載内容の変更等を確認・更新し（ただし必要に応じて、随時更新する。）その都度大阪府に報告する。

## ○ 医療機関リスト更新要領（案）

- 1) 大阪府堺市保健医療協議会にて定期更新
- 2) 定期更新以外の手続き
  - ① 登載医療機関からの診療内容の変更等の申し出  
(理由)
    - ・迅速に対応する必要がある場合
    - ・開催日程の都合等、やむを得ない事情により、大阪府堺市保健医療協議会の承認手続きが取れない場合
  - ② 救急医療体制調整部会長の確認・承認をもって更新
  - ③ 救急医療体制調整部会長は、承認後の直近で開催される大阪府堺市保健医療協議会や救急医療体制調整部会へ、承認内容を報告
  - ④ 大阪府堺市保健医療協議会にて報告内容の承認を得る